

令和6年度

# 自衛官候補生採用要項



## 1 受付期間

受付は年間を通じて行っております。

## 2 採用予定数(参考 令和5年度)

区分	男子	女子
陸上自衛隊	約5,000名	約750名
海上自衛隊	約1,000名	約200名
航空自衛隊	約1,700名	約600名

※ 令和6年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

## 3 応募資格

- 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者  
※ 32歳の者は、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者
- この試験を受けられない者  
ア 日本国籍を有しない者  
イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者  
○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

## 4 試験

- 試験期日及び試験会場  
受付時にお知らせします。  
ただし、令和7年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための試験は、原則として、令和6年9月16日(月)以降に実施します。また、試験期日は、各地方協力本部で異なるため、詳しくは最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。
- 試験種目  
筆記試験(国語、数学、地理歴史、公民(4科目合計40分)及び作文(30分))(注1、注2)、口述試験、適性検査(注1、注2)、身体検査及び経歴評定(注3)  
注1：試験時間については目安です。確定次第自衛官募集ホームページでお知らせいたします。  
注2：筆記試験及び適性検査はカメラ機能付のパソコン、スマートフォン等を用いたWEBによる試験を予定しております。  
注3：経歴評定とは、多様な経歴を有する受験者の能力を総合的に評価するものです。該当する資格・免許等は自衛官募集ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。  
※ 不正行為と疑われるような行為、行動は慎んでください。不正行為を行った場合は、直ちに試験をやめていただきます。また、受験したすべての試験の成績を無効とします。
- 主な身体検査の合格基準(注1)

検査項目	基準	
	男子	女子
身長	150cm以上のもの	140cm以上のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
視力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの(注3)	
聴力	正常なもの	
歯	多数の歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査 胸部X線検査等) (注4)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患に関わる手術を5年以上に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注5)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

- 注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。
- 注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(5ページ)のとおり。なお、体重が基準を超過していても、体脂肪率を測定して合格とする場合があります。細部はお近くの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。
- 注3：陸上自衛隊にあっては、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第23条に規定する色彩識別能力(赤色、青色及び黄色の識別ができること)を有することを合格基準とする試験を行っています。
- 注4：「既往歴」、「手術歴」又は「身体上不安等あるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。事実と異なる申告をした場合は、採用予定通知がなされていても、その事実が判明した時点で採用予定を取り消されることがあります。」
- 注5：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。
- ※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。
- ※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

## 5 受験手続

次のいずれかの方法で受験手続をしてください。

インターネットによる方法	郵送又は持参による方法															
<p>自衛官募集ホームページ (<a href="https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/">https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/</a>) からインターネット応募サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、応募受付期間中に送信してください。</p> <p>応募受付期間中に本申込が完了した旨の電子メールが届かない場合は、応募受付期間中に必ず応募した自衛隊地方協力本部まで問い合わせてください。</p> <p>また、志願者は、別途経歴評定に該当する資格・免許等の原本証明の写しを1部最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。(注)</p> <p>注：インターネット応募にあたっての説明と各応募受付画面の留意事項を必ず確認してください。自衛隊受験票発行通知メールを受領後に、自衛隊受験票をダウンロードして印刷してください。</p>	<p>1 志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において、取り扱っています。</p> <p>志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。</p> <p><u>その際、「自衛官候補生志願書類」の請求であることを明記してください。</u></p> <p>自衛官募集ホームページ(<a href="https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/">https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/</a>)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。</p> <p>2 志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> <th>必要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>志 願 票</td> <td>所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>自衛隊受験票</td> <td>志願票と同じ写真を貼ってください。</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>返信用封筒(長形3号)</td> <td>宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注2)。</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>経 歴 証 明</td> <td>経歴評定に該当する資格・免許等の原本証明の写しを提出してください。</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。</p> <p>注2：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。</p> <p>3 志願書類受理後は、いかなる理由があっても志願書類は返却しません。</p>	項目	内 容	必要数	志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部	自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部	返信用封筒(長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注2)。	1部	経 歴 証 明	経歴評定に該当する資格・免許等の原本証明の写しを提出してください。	1部
項目	内 容	必要数														
志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部														
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部														
返信用封筒(長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注2)。	1部														
経 歴 証 明	経歴評定に該当する資格・免許等の原本証明の写しを提出してください。	1部														

## 6 採用候補者名簿記載通知書、採用予定通知書及び教育入隊場所

- 採用候補者への通知  
選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付します。  
なお、不合格者には通知しません。
- 採用予定者への通知  
採用候補者のうち、採用予定数に応じて、成績上位者から順に採用予定通知書を送付します。
- 採用予定者の主な教育入隊場所は次のとおりです。採用予定通知時にご連絡します。

区 分	男子教育入隊場所(主要駐屯地・基地)	女子教育入隊場所(主要駐屯地・基地)
陸上自衛隊	東千歳、帯広、青森、神町、多賀城、練馬、大宮、武山、駒門、守山、大久保、海田市、善通寺、福岡、北熊本、えびの、那覇	真駒内、多賀城、朝霞、大津、久留米
海上自衛隊	横須賀、呉、佐世保、舞鶴	横須賀、佐世保
航空自衛隊	熊谷、防府南	防府南

注：上記以外の教育部隊で教育を実施することがあります。

- 入隊時に再度身体検査を行います。この際、異常のある者は不採用となることがありますので、健康管理には十分注意してください。入隊までの間に異常が生じた場合は、担当する自衛隊地方協力本部までご連絡ください。  
なお、併せて薬物使用検査を実施します。
- 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。

## 7 任用期間

採用の日をもって陸上・海上・航空自衛隊それぞれの自衛官候補生に任命されます。自衛官候補生として3か月間の教育訓練を修了した後、それぞれ2等陸・海・空士に任官します。2等陸・海・空士任官後、陸上自衛官は1年9か月(技術関係は2年9か月)、海上・航空自衛官は2年9か月を1任期として任用されます。引き続き自衛官として勤務を希望する場合は、選考により2年を任期として継続任用されます。  
なお、選抜試験に合格すれば、曹、更には幹部に進む道も開かれています。

## 8 その他

- 志願書類の提出後に住所等を変更したときには、速やかに志願書類を提出した自衛隊地方協力本部に連絡してください。
- 受験のための交通費及び宿泊費は、自己負担になります。
- その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

## 自衛隊の任務と職種・職域

- 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持にあたります。

### 陸上自衛隊

我が国の防衛、大規模災害などの各種の事態への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献といった役割を果たすだけでなく、その能力を活かして運動競技会協力等各種の民生協力活動を実施しています。

### 海上自衛隊

海上防衛を主たる任務とし、他にも国際貢献、災害派遣、防衛交流、南極観測支援等の幅広い分野で大きな役割を果たしています。勤務内容は、艦艇勤務、航空部隊勤務及び陸上勤務に区分され、多様な職務があります。

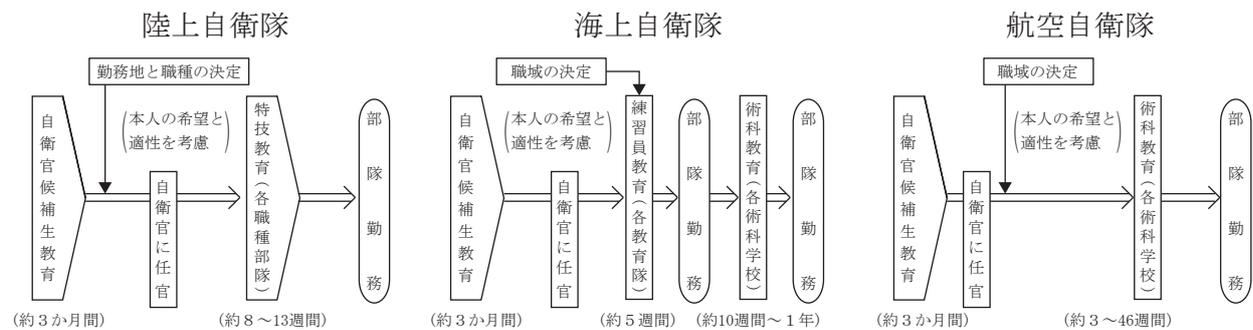
### 航空自衛隊

日本の防空のため、戦闘機部隊、警戒管制部隊、高射部隊等の勤務があります。また、政府要人等を国外へ輸送する政府専用機の運航、管理でも活躍しています。

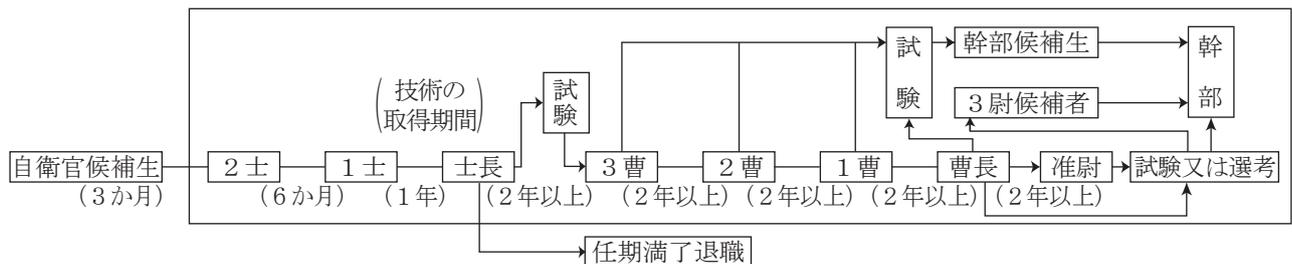
陸上自衛隊の職種	海上自衛隊の主な職域	航空自衛隊の主な職域
 普通科  機甲科  野戦特科  高射特科  航空科  施設科  通信科  武器科  需品科  輸送科  会計科  衛生科  警務科  化学科  音楽科  情報科	 射撃  水雷  掃海機雷  航海・船務  通信  機関  潜水  飛行  航空管制  航空機整備  経理・補給  施設  情報  衛生  気象海洋  音楽	 航空機に搭乗する職域  航空管制  警戒管制  気象  高射  航空機整備  武器弾薬  無線レーダー整備  電算機処理  補給  施設  輸送  警備  衛生  音楽  会計

## 入隊後の教育・昇任の概要

- 陸上・海上・航空自衛隊の各教育隊において、自衛官として必要な基礎的事項について教育訓練を受けることになります。陸上自衛隊は教育訓練修了後、海上自衛隊は練習員教育中、航空自衛隊は自衛官任官後に、各人の希望と適性等により、将来の進むべき職種・職域が決定されます。引き続き、職種・職域に必要な基礎的知識、技能修得のための教育訓練が行われ、終了後、部隊勤務となります。



- 入隊後、1年9か月で士長に昇任します。また、希望により自衛隊内における選抜試験を経て、曹、更には幹部に進む道も開かれています。



# 処 遇 と 生 活

## 1 身 分

特別職国家公務員(自衛隊員)

## 2 給与等の一例

### ○ 俸給等

初任給(月額)	高卒：198,800円、大卒：209,500円 自衛官候補生の間(入隊から約3か月)は、月額157,100円(自衛官候補生手当)となります。
自衛官一時任用金	221,000円 2士に任官した月又は翌月に支給されます(自衛官任官後、1年3か月未満で退職した場合、自衛官一時任用金を償還しなければなりません)。
各種手当	扶養手当、地域手当、寒冷地手当、航海手当、航空手当等がそれぞれの該当者に支給されます。また、年2回期末・勤勉手当が支給されます。 ただし、自衛官候補生の間(入隊から約3か月)は、扶養手当以外の手当は支給されません。

※ 初任給は、学歴・職歴等により異なります。

※ 大卒者の初任給は、複数年かけて217,000円まで引き上げられる予定です。

### ○ 特例退職手当

区 分	任期満了ごとの支給			2任期まで通算した場合の支給額 ②	満了ごとと通算した場合の差額 ②-①
	1 任 期	2 任 期	累 計①		
陸上自衛官	635,100円 (1年9か月)	1,568,000円 (2年)	2,203,100円	2,250,080円 (3年9か月)	46,980円
海上・航空自衛官	1,038,460円 (2年9か月)	1,618,666円 (2年)	2,657,126円	2,727,452円 (4年9か月)	70,326円

※ 任期中に育児休業等を取得した場合、その期間に応じて特例退職手当は減額されます。

## 3 衣・食・住

隊員は、全員隊内の宿舎で起居しますが、平日の勤務時間終了後及び休養日、休・祝日は、許可により外出することができます。また、宿舎費は無料で、食事(月額約27,000円相当)、制服・作業着・ワイシャツ・靴その他の被服類、寝具等も支給又は貸与されます。

## 4 健康管理・災害補償

- (1) 自衛隊病院、医務室等の医療施設が整備されています。
- (2) 公務上の災害については、補償が受けられます。

## 5 休日・休暇

年次休暇のほか、年末年始の特別休暇、産前・産後休暇、育児休業等があり、週休2日制が実施されています。

## 6 福利厚生

運動、娯楽、趣味、教養に関することや、売店、保養・宿泊施設等福利厚生に力を入れています。

## 7 老齢厚生年金等

厚生年金保険法による老齢厚生年金等の適用があります。

## 8 再就職の支援

防衛省・自衛隊では任期満了により退職を予定する自衛官に対する、技術・技能資格取得のための訓練や企業説明会の実施、地方公共団体や関係機関と連携した取り組み\*などにより再就職を支援しています。

※ 例えば、総務省消防庁との間では、任期満了により退職予定の自衛官について消防吏員としての活用に向けた相互連携に関する申合せを交わしています。

## 9 大学進学への支援

任期満了により退職予定の任期制自衛官に対して、予備校等による通信教育の活用により大学への進学を支援する制度や国内大学に進学する際に、学費を補助する制度\*があります。

※ 在学中は即応予備自衛官又は予備自衛官となることを要件とする等、一定の条件があります。詳しくは最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。



●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	URL
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5472	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/">https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/</a>
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/">https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/</a>
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(51)6055	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/</a>
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(23)5882	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/">https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/</a>
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aomori/">https://www.mod.go.jp/pco/aomori/</a>
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/iwate/">https://www.mod.go.jp/pco/iwate/</a>
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2612	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/">https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/</a>
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/akita/">https://www.mod.go.jp/pco/akita/</a>
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F	023(622)0712	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/">https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/</a>
福島	960-8112	福島市花園町5番46号 福島第2地方合同庁舎2F	024(531)2351	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/">https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/</a>
茨城	310-0061	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4F	029(231)3315	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/">https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/</a>
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/">https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/</a>
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gunma/">https://www.mod.go.jp/pco/gunma/</a>
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saitama/">https://www.mod.go.jp/pco/saitama/</a>
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/chiba/">https://www.mod.go.jp/pco/chiba/</a>
東京	162-8850	新宿区市谷本村町10番1号	03(3260)0543	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/">https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/</a>
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9429	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/</a>
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/niiyata/">https://www.mod.go.jp/pco/niiyata/</a>
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F	055(253)1591	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/</a>
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagano/">https://www.mod.go.jp/pco/nagano/</a>
静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054(261)3151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/</a>
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/toyama/">https://www.mod.go.jp/pco/toyama/</a>
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F	076(291)6250	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/</a>
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukui/">https://www.mod.go.jp/pco/fukui/</a>
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)3127	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gifu/">https://www.mod.go.jp/pco/gifu/</a>
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6266	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aichi/">https://www.mod.go.jp/pco/aichi/</a>
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/mie/">https://www.mod.go.jp/pco/mie/</a>
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shiga/">https://www.mod.go.jp/pco/shiga/</a>
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/</a>
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F	06(6942)0715	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/osaka/">https://www.mod.go.jp/pco/osaka/</a>
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)8600	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/">https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/</a>
奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nara/">https://www.mod.go.jp/pco/nara/</a>
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/">https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/</a>
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tottori/">https://www.mod.go.jp/pco/tottori/</a>
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shimane/">https://www.mod.go.jp/pco/shimane/</a>
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okayama/">https://www.mod.go.jp/pco/okayama/</a>
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/">https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/</a>
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/</a>
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/">https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/</a>
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/</a>
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ehime/">https://www.mod.go.jp/pco/ehime/</a>
高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	088(822)6128	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kochi/">https://www.mod.go.jp/pco/kochi/</a>
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/</a>
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saga/">https://www.mod.go.jp/pco/saga/</a>
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省長崎合同庁舎	095(826)8844	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/">https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/</a>
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F	097(536)6271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/oita/">https://www.mod.go.jp/pco/oita/</a>
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2051	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/</a>
宮崎	880-0901	宮崎市東大湊2丁目1-39	0985(53)2643	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/">https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/</a>
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/">https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/</a>
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/">https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/</a>

< 自衛官募集ホームページ > < 自衛官募集X(旧ツイッター) >  
(自衛官候補生)



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。